

ID: 315

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	長門市村田清風記念館条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第170号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (入館及び使用の制限)  第9条 市長は、入館者又は使用者(入館又は使用をしようとする者を含む。以下同じ。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館又は観覧若しくは使用を拒み、又は退館を命じることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公益を害し、又はそのおそれがあるとき。</li> <li>(2) 建物、施設設備又は遺品等若しくは民俗資料を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。</li> <li>(3) この条例及びこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるとき。</li> <li>(4) 営利を目的とすると認められるとき。</li> <li>(5) その他管理上支障があると認められるとき。</li> </ol> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 12 月 25 日